

締約国に関する情報 WS	サモア 一般情報	附属書 B1 WS
国内官庁の名称	Ministry of Commerce, Industry and Labour (MCIL) (Samoa) (商工業労働省 (MCIL) (サモア))	
所在地	ACC House, Levels 3 & 4, Apia, Samoa	
郵便のあて名	P. O. Box 862, Apia, Samoa	
電話番号	(685) 204 41	
電子メール	ipros@mcil.gov.ws mpal@mcil.gov.ws	
インターネット	http://www.mcil.gov.ws	
ファクシミリ装置	(685) 204 43	
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？ (PCT規則92.4)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付する	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
出願人がWIPO DAS <sup>1</sup> から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？ (PCT規則17.1(b)2)	用意なし	
サモアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	WIPO国際事務局又は商工業労働省 (MCIL) (サモア)	
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい	
サモアが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁 <sup>2</sup>	商工業労働省 (MCIL) (サモア)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	イノベーション特許, 特許	

[次頁に続く]

1 WIPO DASについての詳細情報は次から入手可能である：<https://www.wipo.int/en/web/das>

2 対応する国内段階を参照されたい。

WS	サモア (続き)	WS
国際型調査に関するサモアの規定 (PCT第15条)	なし	
国際公開に基づく仮保護	なし	
サモアが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
サモアが指定 (又は選択) されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか、又は出願後に提出することができる。PCT第22条又は第39条(1)(a)に規定する期間内に要件を満たしていない場合、管轄官庁は通知の受領日から3か月以内に要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか?	なし	